

<p>件 名</p>	<p>ユネスコ「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」の堺市開設に関する基本合意書の締結について</p>
<p>経過・現状 政策課題</p>	<p>経過</p> <p>平成 21 年 10 月 第 35 回国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会 * 日本国政府が提案した「国際連合教育科学文化機関の賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センター（以下、「センター」）の設置を承認</p> <p>平成 22 年 8 月 * センターの設置主体である独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」）の理事に対して、堺市での開設意向を伝達 * センターの日本国設立に関して日本国政府とユネスコ間で協定締結</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成 22 年 10 月 12 日 堺市でのセンター開設を要請する文書を機構に提出（10 / 12 庁議報告） 平成 22 年 10 月 12 日以降 堺市でのセンター開設に向けて、堺市と機構との間で、基本合意書の内容（開設場所や時期、経費負担、相互協力の扱いなど）を調整</p> </div> <p>センターの概要</p> <p>【設置目的】アジア太平洋地域（補注）における無形文化遺産を保護するためのさまざまな調査研究を行う</p> <p>【開設時期】平成 23 年秋（10 月予定）</p> <p>【事業内容】無形文化遺産保護の調査研究活動、途上国への技術的支援、国際セミナー・ワークショップの開催、アジア太平洋地域諸国の若手研究者の調査研究活動への支援など</p> <p>（補注...アジア太平洋地域では、中国は人材育成、韓国は情報ネットワークを活動領域とするセンターをそれぞれ開設予定であり、日本のセンターを含めた3つのセンター間で、さらにユネスコとの間で連携し、無形文化遺産の保護のための国際的な取り組みを推進していく予定）</p>
<p>対応方針 今後の取組 （案）</p>	<p>基本合意書の締結日 平成 22 年 10 月 27 日</p> <p>基本合意書の内容</p> <p>設置場所 堺市博物館内（堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁 大仙公園内）</p> <p>開設時期 平成 2 3 年秋</p> <p>事務所開設支援 * 堺市は、堺市博物館の一部について、機構がセンターの事務所として使用することを認める。ただし、使用料は、免除する。</p>

	<p>* 堺市は、機構がセンターを開設するにあたり必要な備品を無償で貸与する。堺市が機構に無償貸与する備品の内訳については、協議の上、別に定める。</p> <p>経費負担</p> <p>* 機構は、センターを運営するために機構が使用する管理経費を負担する。</p> <p>* 機構が負担する管理経費の内訳と算出方法については、協議の上、別に定める。</p> <p>事業協力</p> <p>* 機構は、センター開設後、堺市がセンターとともに無形文化遺産の保護・継承や国際的な文化交流を推進する事業等が実施できるよう協力する。</p> <p>&lt;参考&gt;センター開設後、堺市とセンターが協力して実施する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無形文化遺産に関する国際会議、公演、企画展示などの開催</li> <li>・市民、学校園を対象としたワークショップ、異文化交流、国際理解事業</li> <li>・大阪府、大学関係機関などとの連携強化によるアジアとの文化交流事業</li> <li>・産業界との連携強化による無形文化遺産の情報発信やソフト開発など</li> </ul> <p>効力の発生</p> <p>* この合意書に定める事項に関しては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条の規定に基づく総務大臣の同意（補注）及び機構の中期計画のセンターに関する文部科学大臣の認可をもって効力を生ずるものとする。</p> <p>（補注...地方公共団体の施設を国に無償提供する場合、総務大臣の同意が必要）</p> <p>今後の取組</p> <p>平成23年春（3～4月予定）：協定書締結</p> <p>平成23年秋（10月予定）：センター開設</p>
効果の想定	<p>センターの堺市開設が確定</p> <p>センターの研究成果を活かした国際的な文化交流の推進</p>
関係局との政策連携	<p>産業振興局、教育委員会事務局</p>